

Title	現代社会と信託の利用
Sub Title	Trust in the Modern Society
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.12 (1986. 12) ,p.11- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	伊東乾・林脇トシ子・阿久澤亀夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861228-0011">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861228-0011</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 現代社会と信託の利用

田 中 實

はしがき

- 一 信託の伝統と現代的多様性
  - 二 信託の類型化と法的構成
  - 三 信託の公共性
- むすび

はしがき

一 本稿は、畏友・伊東乾教授の本塾ご退職に際して、永年のご厚誼に対する感謝・記念の意をこめて（未熟なもので恐縮ではあるが）、書かれたものである。

同教授と私とは専攻科目が違うので、どういうテーマがよいか相当に迷ったが、結局、かつて同教授が「エクサティの四段階」というテーマで私法学会の報告をされたことがあるのを思い出し、<sup>(1)</sup>同じエクイティに源をもつ信託の問題を選んでみた。

二 元来、信託は、英米の伝統的な財産管理制度として知られている。その利用ないし応用の幅はきわめて広く、

さまざまな私益目的から公益目的に至るまで、それぞれのニーズに応じて各種の財産管理に用いられる可能性をもっている。およそ一〇〇〇年にわたる歴史のなかで多くの機能ないし役割を担ってきたことは、改めて述べるまでもないであろう。

ところが、信託の伝統をもつ英米と異なり、明治中期に信託を受入れたわが国においては、實際上、信託の社会的定着は十分に果たされることなく、ほとんど信託銀行（昭和三年までは信託会社）の営業実務として行なわれるばかりで、それも、金銭信託や貸付信託など、一般的な利殖目的で金銭の管理・運用をはかるものに偏っていた。したがって、その実態は一般銀行の定期預金などと大差はなく、信託銀行自体も変わり型の銀行といった程度の社会的評価を受けていた。

しかし、ここ二〇年ほどの信託実務の動きを眺めてみると、ようやく新しい変化があらわれてきたようである。たとえば、金融の担保のために動産設備信託や建物信託が構成されたり、社会保障の一環として特別障害者扶養信託が設けられたりしたが、とりわけ年金制度促進政策のために年金信託がしだいに拡大し、その資金量は膨大なものとなり、ついに金融自由化の波とともに外国銀行がわが国で信託（とくに年金信託）事業に参入するほどになった。また、公益法人制度の見直しに際して公益信託が実用化され、社会福祉の向上に貢献するようになった。

業務の拡大と繁忙は、業界のみならず、信託法学界に対しても多彩な研究テーマを供給するという余慶をもたらしたが、さらに、信託実務の変化が信託そのものの性格や理論構成にも微妙な影響を与えるのではないかと感じられる。その一端を指摘してみようというのが、本稿の課題である。<sup>(2)</sup>

三 本文に入るまえに、少しばかり、私事にわたるが、心に浮かぶ感慨を書きとめておくことをお許しいただきたい。

伊東教授というより、ここでは、やはり伊東君といわせていただくが、同君と私とのご縁は、昭和一四年の法学部

予科入学のときに遡る。同じ学年の、伊東君はAクラス、私は隣りのBクラスだから、いつてみれば同期の校であるが、とくに三田の学部ですすんでからは、一緒に講義を受けることも多くなり、司法試験準備の特別講義のときもいつも一緒であった。その上、戦時中、いわゆる学徒入営のため、三田の山でお別れしたのに、軍隊に入ってみれば、また同じ東部第六部隊であった。

終戦後、昭和二一年に、南方戦線から奇跡的に生還した私が、廃墟同然の三田の大学を訪れたとき、伊東君は既に法学部助手になっておられ、また一緒に勉強しないか、とのお誘いを受けた。

正直なところ、当時、重症のマラリアで途方にくれていた私は、暗夜に導きの灯を見た思いで、忽ち自分の進路を決め、旧師のご厚情にすがって法学部助手に採用してもらうことになった。

爾来、歳月は流れて、四〇年の星霜を経たわけであるが、ようやくここに共に歩んできたご縁にも一つの転機がきたようである。有限の生命を刻む人間としては当然のことでもあるが、願わくは、なお今後もご縁の尽きないことを、また、新しい職場にあっても一層のご活躍を。ただ、くれぐれもご無理はなさらぬよう、切にご健康を祈ってやまない次第である。

(1) この学会報告は、本誌二一巻八号四三五頁以下に収録されているが、私法一号六九頁以下には「エクキティを繞る問題」として要領が摘録されている。

(2) 最近、私は「信託の機能的類型化について」という小論を別に書いたが（四宮和夫先生古稀記念『民法と信託法理論の展開』に収録の予定）、本稿と多少の重複があることをお断りしておく。

## 一 信託の伝統と現代的多様性

四 先にも述べたように、信託は、元来イギリスにおいて、いわゆるエクィティの領域で発達した財産管理制度で

あるが、後にアメリカに伝わり、一般に、英米法特有の伝統的制度といわれている。わが国には、明治時代なかごろにアメリカから伝わり、金銭・有価証券・不動産などの管理・運用に利用されるようになった。実際には、かなり複雑な使われ方だったようで、信託の名のもとに種々雑多な業務が行なわれ、信用薄弱な小規模の信託会社が乱立していた。

そこで、大正年代に入って、信託の制度的構成を明らかにし、あわせて信託業務に規制を加えようということ、立法作業が始まり、大正十一年、信託法と信託業法の二法が制定・公布され、翌一二年から実施された<sup>(3)</sup>。

信託二法のうち、信託法が信託の基本的法律関係を定め、信託業法が信託会社ならびに信託業務についての規制を定めているが、前者においては、信託法を民法体系に組み込むために、英米の信託法理を大陸法系の理論と調和させるための苦心がみられ、また後者においては、金融制度全般のなかでの信託業務の位置づけについて配慮がみられる<sup>(4)</sup>。

五 こうして確立された法制的基盤のうえに、大正末期以降、信託は新しい歩みを始めるのであるが、不幸なことに、英米と社会的環境が異なるせいであろうか、信託の一般的利用はほとんどみられず、先にも述べたように、ついに信託（いわゆる民事信託）の社会的定着は果たされなかった。とくに、公益信託については、まったく顧みられることなく放置され、<sup>(5)</sup>信託法は、訴訟信託に関する第一条など一部の条文を除いて、実用性のほとんどない法律と解されていた。

これに対して、営業信託（いわゆる商事信託）については、信託業法による規制の効果はよくあらわれて、その後の業界は小規模会社の乱立は抑えられて大きな混乱もなく、順調な発展をたどることができた、といえよう。ただし、内容的にみれば、一般的な利殖のために金銭の管理・運用をはかる信託が圧倒的に多く、実質的には、一般の銀行や郵便局の扱う預金や貯金などと大差ないものが大部分で、そのため、信託業務は銀行の金融業務との類似性が大きく、ひいては信託会社そのものが銀行などの金融機関の同類とみられるようになった。

貨幣経済が浸透し、その半面、有価証券市場は未だ十分には成熟せず、また不動産取引もあまり多くは行なわれなかった当時の経済事情からすれば、当然の成行きといえるかもしれない。

このような信託会社の金融機関化の傾向は、戦争のころの停滞期・混乱期を経て、戦後、銀行業務の許容および証券投資信託法・貸付信託法の制定による援護のおかげで信託業務の高揚期を迎えると、いつそう明瞭となり、信託会社から信託銀行への商号変更（昭和三年）に象徴されるように、まさに銀行の一変種として社会的評価を受けるに至った。監督官庁や信託銀行自身も、そのような評価にほとんど疑問をもたなかったようである。

主要な業務に成長した貸付信託は、当初の基幹産業への重点的融資という枠が外され、その予想配当率という信託らしい特徴も、常に予想率どおりになる（むしろ、政策的に必ずそうする）という扱いのため、實際上、他の銀行の定期預金の確定的な利率と単純に比較されるだけの金融商品にすぎなくなっていた。

六　ところが、最近の十年余の信託業務の動向には、改めて「信託ならでは」のものが新商品として加わり、ようやく信託らしさが目立ってきたといえるようである。

たとえば、勤労者のための財産形成信託、企業従業員のための年金信託、障害者のための特定贈与信託、育英・研究助成・国際交流など公益促進のための公益信託などであるが、それぞれ何らかの形で現代国家の社会保障ないし福祉と関連する要素をもっており、その結果として、何ほどか課税上の特典を認められている。

もっとも、これらの新しいタイプの信託は、その対象財産としてはやはり金銭が大部分であり、その点では、従来金銭を対象にその管理・運用をするという金融機関としての営業の性格には変わりがないとしても、別に財産管理以外の新しい社会的機能を付与されていることが注目されよう。

他方では、さらに、遺言と遺産の管理・処分に対する社会的認識とニーズが変化したことにもなつて、顧客から遺言書を預かり保管するとともに、遺言者の死亡に際しては遺言の執行や遺産の処分、さらに遺言にもとづく公益信

託の設定にまで及ぶものが業務に取り込まれるような事例もあらわれた。

また、数年前より土地の有効利用のため、信託による管理・運営という新しいニーズがあらわれ、いわゆる土地信託の取扱いが始まった。しだいに、業務としての重要性が増してきているが、内容的には、金銭でなくて土地を対象とし、しかも建物の建設・管理・処分まで引き受けようとするものであり、実質的に不動産管理業に相当するわけである。

しかも、ごく最近、国家財政の逼迫事情から、いわゆる民間活力の導入という政府の方針のもとに、特別な好意的政策も示されている。たとえば、土地信託に対する課税の緩和が考慮されているようであるし、また、国・公有地についても積極的に土地信託を利用することが企図されるに至った。<sup>(7)</sup>

七 右に概観したように、最近の信託業務には、大きな変化というか、いろいろな新しい波が訪れてきているわけである。そのような動向を眺めていると、経済的な面のみならず、法的な面についても、信託そのものの理解や信託法の解釈・適用などをめぐって、二つの問題点が浮かんできるように、私には感じられる。

その第一は、信託そのものの法的構成の問題である。信託は、基本的に財産管理機能を果たすべきものとして構成され、目的財産の保全と相当な利殖を図るべきものとして考えられ利用されてきたのであるが、財産管理と異なる特別の機能が付加されたことにより、その基本的構成の類型に対するバリエーションとして、いくつかの別類型を想定してみる必要があるのではなからうか。

第二は、信託の公共性、つまり性格の問題である。前記のように、近時の信託には、本来の財産管理機能に加えて特別な機能がいろいろと付加されてきたのであるが、そこには、社会保障・福祉・公益など、要するに個人的利害関係をこえた公共性を見出すことができそうである。現代の信託が公共性をもつべきことは、既に一部の有力な学説によってアメリカの信託を対象に指摘されていたところであるが、まさにわが国の信託についても検討すべき問題とな

った、といえるのではあるまいか。

次に、右に指摘したような二つの問題点について、論及してみよう。

- (3) 信託二法制定の事情と経過については、山田昭『信託立法過程の研究』に詳述されている。とくに、一〇〇頁以下参照。
- (4) 山田前掲書八九頁以下、二一九頁以下、麻島昭一『日本信託業立法史の研究』一〇五頁以下、木下毅『日英米比較信託法序説』（高木文雄・小平敦編『信託論叢』所収）六六頁以下など参照。
- (5) 拙著『公益信託の現代的展開』五五頁以下参照。
- (6) 信託銀行の業務の変遷については、信託各社の五十年史などに詳しい。
- (7) 式部透「国有地への土地信託制度の導入について」法律時報五八巻六号九二頁以下、遠藤文夫「公有地への土地信託制度の導入について」地方財務昭和六一年五月号三二頁以下など参照。

## 二 信託の類型化と法的構成

八 実務的な信託業務のなかに多様なものがあらわれてきていることは、右に述べた通りである。もともと信託が利用範囲のひろい制度であるから、そのような動向は、当然なことのようでもあるが、実は、そこには単なる財産管理の域をこえている<sup>(8)</sup>、と感ぜられるところもある。

改めていうまでもなく、信託は財産管理制度として発達し、その財産保全機能と利殖機能が評価されて、今日の隆盛をみたまものである。わが信託法は、その趣旨で、つまり財産管理手段としての信託像を想定して、信託の法的構成を定めている。ところが、現代における利用の拡大された信託については、信託法の想定した信託像をもってしてはカバーしきれないものが出現しており、したがって、理論上、信託を一つの定型として一律的に扱うことは必ずしも合理的でなくなってきた、といえるのではあるまいか。むしろ、信託法の想定した典型的信託に対する例外的なバ



エーションとして、いくつかの機能的な別類型の存在を認め、信託法の解釈・適用その他の法的問題の処理について、若干の異なる取扱いを設ける方が合理的であろう、と考える。

九 さしあたり、私見としては、信託法の想定した典型的信託に対し、その基本的な二つの機能（財産保全機能と利殖機能）のどちらか一方にウエイトをおいて二つの変わり型を類型化してみるのが適当ではないかと考えている。いけば機能上の両極分解とすることもできよう。

### 1 保全・保護型類型

典型的な信託類型の財産保全機能にウエイトをかけ、ひたすら安全に財産を維持・保護しようとするタイプ。もとより利殖機能を軽視するわけではないけれども、けっしてリスクをおかさなことを心掛けるものである。その具体的目的は、多くは特定人の生活保護ないし扶養（生活資料のもととしての財産保全）であって、何よりも財産の減少・喪失を防止し、保全につとめなければならないからである。

このような保全・保護の類型に属するものとしては、アメリカの浪費者信託 (Spendthrift Trust) および扶養信託 (Trust for Support) が適例であろう。<sup>(9)</sup> その最大の特徴は、受益権の譲渡禁止と信託財産の差押え不能という特別の制限に服することであるが、同種のものがイギリスの信託でも認められており、保護信託 (Protective Trust) とよばれている。<sup>(10)</sup>

わが国の信託としては、とくにこの種のものとは認められていない。精神障害者や浪費者の財産保護のための制度は、ドイツ民法などと同様に、民法上の無能力制度として定立されており、別に信託を利用する必要がなかったためである。

しかし、昭和五〇年から始められた障害者福祉のためのいわゆる特定贈与信託は、その趣旨において、まさにこの保全・保護の類型に属するものといえることができる。

## 2 利殖・投資的類型

右の保全・保護的類型と反対に、典型的類型の利殖機能にウエイトをかけ、可能なかぎり最大の利潤を得ようとするタイプ。もとより安全性をまったく無視するわけではないが、むしろ利潤を得るためには相当のリスクをおかしてもよいとする。

その目的は、委託者の利潤追求意欲にそい、財産の増大に寄与するところにある。したがって、受託者は、常に、より高い利潤を求めて経済的活動をすることになるが、時には、予期しない経済事情の変動や見込み違いなどのため損失をこうむるといふ、俗にいう当たり外れが生ずることは避けられない。

このような利殖・投資的類型の好例は、まず証券投資信託であるが、アメリカのいわゆるビジネス・トラストもこの類型に属するものといえる。そして、最近わが国に多くなった土地信託のなかには、この利殖・投資的類型を意図しているかのようにみえるものも多少出てきたようである。

一〇 右に示したように、本来の信託、つまり基本的類型のもつ財産保全機能と利殖機能とのいずれか一方にとくにウエイトをかけるということで、両極分解の形で二つの別類型を考へる場合、法的構成の上で、つぎのような性質を認めるべきであろう。

### 1 保全・保護的類型について

先にあげた特定贈与信託（特別障害者扶養信託）は、昭和五〇年四月の相続税法改正により、一定要件の下に特別障害者の扶養を目的とする信託が非課税とされるといふ新制度の誕生から始まったものである。<sup>(12)</sup> その一定要件とは、つぎのようなものである。

- a 受益者 心神喪失の常況にある者、一級または二級の身体障害者など。
- b 信託財産 金銭・有価証券・受益者の居住用不動産など。贈与額は三〇〇〇万円まで。

c 目的 受益者の生活の安定に資することを目的とするもの。信託財産の管理は、安定した収益の確保を目的として適正に行なうこと。

d 信託関係の拘束 信託契約の取消・解除は制限される。受益者による受益権の譲渡・担保供与は許されない。

さて、このような特別障害者扶養信託の受益権についてみると、實際上、信託条項には、譲渡禁止および担保供与禁止が定められているのがふつうであり、また当然なことでもあるが、あわせて相続性や差押え可能性も認められないものと解されるようになった。<sup>(13)</sup>

元来、このような特別障害者扶養信託は、一定の特別障害者の生活の安定に資することを目的として設定される他益信託であり、そこには明らかに委託者の目的意思が作用しているが、同時に、その信託目的ないし受益権の性質上、その受益者として指定された者にのみ専属すべき属人性が認められる。したがって、この特別障害者扶養信託における受益権の非譲渡性は、前出のアメリカの浪費者信託や扶養信託などにみられる受益権の特性（すなわち、信託条項によって示される非譲渡性と受益権の性質上の非譲渡性）をそなえているように思われる。そこで、特別障害者扶養信託の受益者に与えられた受益権も、その非譲渡性はきわめてつよいもの（保全・保護機能が最もつよくあらわれるもの）ということができる。しかも、特別障害者扶養信託においては、他益信託として無償で受益権が受益者に与えられるのであるから、受益権が担保に供しえない、かつ債権者により差押えられない（つまり、責任財産に属しない）としても、受益者の債権者に思わぬ損失を生ぜしめるおそれはないはずである。したがって、特別障害者扶養信託の受益権について差押え不能としても何ら差支えない、であろう。

一一 つぎに、もう一つの別類型を考えよう。

## 2 利殖・投資的類型について

信託は、先にも述べたように、とくに利殖ないし投資のために、いいかえれば最大限の利潤取得を目指して行なわ

れることもある。その最も代表的な事例は、かつてアメリカでよく利用されたビジネス・トラストであろう。<sup>(14)</sup> その実態は、多数人の出資を募り、その出資金を受託者に帰属させ、受託者はそれを資本として一定の事業を経営し、その収益を出資者に配当として給付しようとするものである。法人たる会社を設立する手続きをとることなく、信託の仕組みを利用するところに特色がある。ただし、これは信託の形をとってはいるが、事実上会社方式による事業経営とほとんど同じであるため、果たして信託といえるかどうかが一つの問題であるし、またわが信託法第一条の文言から考えて、わが国ではビジネス・トラストを認めることはできないというのが、信託法解釈上の、ほぼ定説であった。<sup>(15)</sup>

しかし、一般の財産の信託において、受託者が引き受けた信託財産の管理・処分のために（いわば、その延長として）事業経営に及ぶことは十分にありうることであって、既に数年前から事業信託の可能性は問題提起されてきた。<sup>(16)</sup>

その後、周知のように、ここ二、三年ほどの間に土地信託に対する社会的ニーズが増大して、当初の常識的な土地の管理・処分を目的とするものから、しだいに利潤追求を主目標とする利殖・投資型のものや公共性をもった大規模都市開発型のものにまでひろがってゆく傾向があり、事実上、俄かに事業の信託という実務が先行するような状況になってしまった。

おそらく、現行規定の解釈からすれば、事業そのものをそっくり包括的に信託として引き受けることは認められないにしても、個別的に土地・建物などの特定財産を対象に信託を引き受け、その財産の管理に含まれる範囲で賃貸・分譲などの業務を行なうことは法的にも認められる、と考えられる。そこで、多少制限された形ではあるにしても、賃貸・分譲などの事業経営に及ぶことができるのと、つぎに、収益があがる場合はよいとして、むしろ事業にもなうリスクの問題を考えておく必要があるであろう。

もし、信託財産管理の延長としての事業の経営が不振で、収益は上がらず、かえって債務や欠損が累積して、ついに信託財産が債務超過になってしまいうような場合、その処理はどうなるのであろうか。

まず考えられるのは、受託者は、信託の趣旨により、収益をあげてを目的として管理するよう義務づけられているのだから（とくに信託銀行の場合には、財産管理の専門機関として信頼を受けており、かつ信託財産の状況および経済事情を最もよく認識・把握していたはずである）、信託財産が債務超過に陥るような事態を生ずることは、一応、善管注意義務違反が推定され、受託者自身の負担に帰することもやむをえない、と解することができよう。<sup>(17)</sup> このような理解に対しては、もちろん、受託者側から、善管注意義務に背くところはなく、また受託者のなした財産管理が信託条項に反していない（むしろリスキーな要素が信託目的や信託条項そのものにある）とする反論が十分ありうるであらう。<sup>(18)</sup>

いずれにしても、利殖・投資的類型に属する信託は、基本的類型のものと異なって、大きな利潤をめざす反面、損失を生ずるリスクをもっており、その責任と負担がどうなるかという、基本的信託類型の予想しない問題を伴っている。信託が伝統的には財産の保全に利用されてきたものであるだけに、従来、リスキーな面はあまり問題にならなかったのであるが、実は、事業の経営によって生ずるリスクを受託者にも委託者（受益者）にも及ぼさないような有限責任原理は信託には存在しないことを認めなければならない。有限責任は、株式会社制度のように、特別な立法による制度化によってのみ可能である。

(8) 比較法的見地からも、信託の拡大は指摘されている。たとえば、最近のものとして、Waters, *The Common Law Trust in the Modern World* (1984), pp. 10 et seq.

(9) Scott, *Abridgment of the Law of Trust* (1960), pp. 283 et seq., pp. 303 et seq. 米國信託法リステイメント一五一条参照。なお、佐藤仁「浪費者信託の有効性について」信託一二四号八九頁以下参照。

(10) Parker & Mellows, *The Modern Law of Trust* (1970), pp. 107 et seq.

(11) わが国の投資信託は、証券投資信託法にもとづき、投信委託会社と信託銀行との間の信託として形成され、投資家は単にその証券化された受益権を購入することで受益者となるにすぎない。受託者の義務内容としては、保管が中心となるので、ここでは取りあげない。

- (12) 同制度の詳細については、石井崇「特別障害者扶養信託について」信託法研究四号一七頁以下、御園武二郎「特定贈与信託」信託一三二号八三頁以下など参照。
- (13) 石井前掲二七頁以下参照。
- (14) ビジネス・トラストについては、大阪谷公雄「アメリカに於けるビジネス・トラスト」信託六号二頁以下、海原文雄「ビジネス・トラストと土地信託」(前掲「信託論叢」所収)一三〇頁以下など参照。
- (15) 四宮和夫「信託法(増補版)」九頁参照。
- (16) 井元浩史「信託財産による事業の経営について」信託法研究六号七七頁以下参照。
- (17) 四宮前掲書二七頁参照。
- (18) 井元前掲九一頁参照。

### 三 信託の公共性

一二 先にも述べたように、信託はニーズに応じてさまざまな目的、つまり私益目的にも公益目的にも利用されるものであるが、その高度な発達により、信託には公共性ないし社会性がともなうようになる、と指摘されることがある。

たとえば、海原教授は、とくに英米の信託法を中心に、繰り返してその趣旨を述べておられるが、そのご指摘によれば、「信託は高度に発達すると自から公共化ないし社会化する宿命を伴う」とされ、アメリカのビジネス・トラストも公共事業の一環として社会公共化される時代となり、公益ないし公共信託や福祉信託に社会的関心がおかれる傾向があるのもそうである、と力説しておられる。<sup>(20)</sup>

たしかに、現代のアメリカにおいて、中心的な信託業務の一つは年金信託であり、一九四二年課税上の優遇措置が認められて以来、急速に伸びて、今日の隆盛を示してきた。これに伴い、その基金の運用などについて、信託法理が

確立されてきた。また、一九四七年のタフト・ハートレー法以来、労働者の生活安定のため、いくつもの信託を含む労働立法が積み重ねられてきたが、とくに一九七四年のいわゆるエリサ法には、従業員福祉をめぐす信託法理が浸透している。さらに、各種の公益信託ないし公益的ファウンデーションや、とりわけその応用とされるコミュニティ・トラストが、その公共性のゆえに課税上の優遇措置を得て、大きく発展した事実がある。あわせて、イギリスでも、自然や歴史的建造物などの保存と国民的利用のために設立されたナショナル・トラストが、最近とくに会員と資産の増加・事業の拡大を通じて偉大な社会的貢献を果たしていることは、やはり著名な事例といえよう。

なお、イギリスの伝統的な公益信託が、中世期以来、貧困救済などを対象としながら着実に伸びてきた事実、とくに一九六〇年の基本法（Charities Act）制定により全面的な整備を受け、改めて大きな発展を遂げて厚いといわれるイギリス社会保障の一つの柱にまで成長した事実も、十分に評価されなければなるまい。<sup>(22)</sup>

一三 こうして、海原教授が明敏にも指摘されたように、英米の信託について、社会化・公共化の傾向を明らかに看取することができるのであるが、近年のわが国の信託についてみても、やはり同様の傾向がみられるようである。たとえば、年金信託は昭和四一年に業務に取り入れられて以来、順調に発展して、今やアメリカと同様にわが国でも主要な信託の一つに成長したが、いわゆる適格年金・調整年金などの企業関係のもののほか、個人年金も含めて、近時の年金制度促進政策にもとづく成果であり、ひろい意味で社会保障の一部をなすものとみることができる。だからこそ、課税上の優遇措置も付されているわけである。

つぎに、同じく社会保障の一環として、特別障害者扶養信託が、やはり課税上の優遇措置のもとに昭和五〇年から設けられたことは、先にも述べたとおりである。

さらに、信託法の末尾に定められた公益信託も、およそ半世紀に及ぶ眠りから覚めて、昭和五二年からようやく実用化されるようになり、教育促進・学術奨励・福祉向上・自然保護等々さまざまな社会的利益ないし公益の促進に役

立つこととなった。とくに、まだ数はあまり多くないが、市や町の一定地域住民からの拠出金を集合して、行政とは別の側面から地域の環境整備などをすすめるための、いわゆる「まちづくり公益信託」も登場し、今後の成果が期待されている。<sup>(23)</sup>

一四 以上のような本来的に公共性ないし社会性を帯有する各種信託のほかにも、実際上、公共性をもつような信託の利用を認めることができる。

たとえば、前出の土地信託は、もともと土地所有者が土地の有効利用をはかるという私的動機で始められたものであるが、しだいに普及するにつれて、行政官庁からもその効果が評価され、市街地の再開発や国有公有地の有効利用のための利用が検討されるようになった。とくに、国有公有地に対する土地信託については、法改正が必要と指摘された結果、本年五月、国有財産法および地方自治法の一部改正が国会を通過し、実現への途がひらかれた。このようなところにも、公共的・社会的なものとの関連が大きくなる傾向がみられるわけである。

現在のところ、わが国では、信託の伝統をもつ英米と異なって、公共性・社会性をもつ信託も、ほとんど信託銀行の実務を通じて行なわれており、したがって営業上の採算を考慮に入れなければならないであろうが、右のような最近の信託の展開を顧みると、改めて信託そのものの社会性<sup>(24)</sup>と企業の社会的責任を十分に認識する必要があるように感じられる。

(19) 海原「信託法」(砂田卓士・新井正男編『英米法原理』所収)三〇六頁。

(20) 同三〇七頁以下参照。

(21) 企業年金に対する包括的な規制を定める基本法で、正式には従業員退職所得保障法(The Employees Retirement Income Security Act)とよばれ、ERISAと略称されている。年金受給者の保護のために重要な機能を果たしている。

(22) 英米の公益信託などについては、拙著『公益法人と公益信託』五七頁以下、一八七頁以下を参照。なお、ナンヨナル・トラストについては、前掲『公益信託の現代的展開』一三〇頁以下参照。



(23) アメリカのコミュニティ・トラストを模範とするものであるが、いわゆる民活導入の一方法として、建設者では、その実用化のためのマニュアルを作成し、指導を行なっている。なお、兩宮孝子「公益信託制度の活用とまちづくり」日本不動産学会誌二巻一号二四頁以下参照。

(24) 小平敦・白崎浅吉「信託本質論と税制」(前掲『信託論叢』に所収)二二二頁以下参照。理論と実務の両面からする信託本質論は、独自の社会哲学的基礎から述べられており、注目すべき卓見といえよう。

## むすび

一五 現代社会は、ますます複雑化・流動化がすすみ、また多くの人々の価値観も一層多様化するようになった。人々の生活は豊かになり文化も向上するが、それにともなって利潤追求の意欲は果てしなく広がり、他方、公共的な利便や社会保障に対する希望・期待も大きくなる。

そのさまざまな欲求に対応するために、信託の再認識と新しい利用が試みられているわけであるが、こんごも信託をめぐる諸問題の検討を怠りなく続けてゆこう、と私は考えている。

(昭和六一年八月三一日)